

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 47 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度
	平成 16 年度
	平成 24 年度
	令和 2 年度

# 阿久比農業振興地域整備計画書

令和 3 年 3 月

愛知県知多郡阿久比町



# 目 次

第1 農用地利用計画.....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1)土地利用の方向.....	1
2 農用地利用計画変更の基本方針.....	6
(1)編入.....	6
(2)除外.....	6
3 農用地利用計画.....	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画.....	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
A 地区-東部地区.....	8
B 地区-英比地区.....	8
C 地区-草木地区.....	8
D 地区-南部地区.....	8
E地区-阿久比西部地区.....	8
2 農業生産基盤開発計画.....	9
3 森林整備その他林業の振興と関連.....	9
4 他事業との関連.....	9
第3 農用地等の保全計画.....	10
1 農用地等の保全の方向.....	10
2 農用地等保全整備計画.....	10
3 農用地等の保全のための活動.....	11
4 森林の整備村と林業の振興との関連.....	11
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
(1)効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	14
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	15
(1)調査及び広報活動.....	15
(2)農地等権利移動に関するあつせんの対象範囲.....	15
(3)農業経営基盤強化促進事業の活用.....	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第5 農業近代化施設の整備計画.....	16
1 農業近代化施設の整備の方向.....	16
2 農業近代化施設整備計画.....	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	17
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	17
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	17

3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	17
<b>第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....</b>	<b>18</b>
1 農業従事者の安定的な就業の促進の計画.....	18
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	18
3 農業従事者就業促進施設 .....	18
4 森林の整備その他林業の新興との関連 .....	18
<b>第8 生活環境施設の整備計画 .....</b>	<b>19</b>
1 生活環境施設の整備の目標 .....	19
(1)安全性 .....	19
(2)保健性 .....	19
(3)利便性 .....	20
(4)快適性 .....	20
(5)文化性 .....	20
2 生活環境施設整備計画.....	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	21
4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....	21
<b>第9 付図 .....</b>	<b>22</b>
1 土地利用計画図（付図1号）.....	22
2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号) .....	22
3 農用地等保全整備計画図（付図3号）.....	22
4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）.....	22
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）.....	22
6 生活環境整備計画図（付図6号）.....	22
7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）.....	22
<b>別記 農用地利用計画 .....</b>	<b>23</b>
1 農用地区域 .....	23
2 用途区分.....	23

# 第 1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア. 土地利用の構想

本町は、昭和 28(1953)年 1 月 1 日に町制施行し現在に至っている。古来、阿久比川流域の肥沃な地勢により純農村として発展し、江戸時代に綿布づくりが盛んになり「知多木綿」の中心的産地として栄えた。その後は動力化の進展や知多鉄道の開通、県道名古屋半田線の改良等の交通網の発達により県内有数の機業地となった。近年では、豊かな自然環境と名古屋市近郊の利便性を併せ持つ好条件によって昭和 30 年代後半から住宅開発が進み、大都市近郊のベッドタウンとしての性格を有している。

広域的な位置としては知多半島のほぼ中央部に位置し、名古屋市から南に約 25km の距離にあり、名鉄阿久比駅から名古屋駅まで約 30 分、知多半島道路阿久比インターチェンジから名古屋都心まで約 30 分という利便性の高い場所に位置し、南北方向の主要地方道名古屋半田線、三河地区につながる衣浦大橋と知多半島の西知多産業道路を結ぶ東西方向の主要地方道西尾知多線など、近隣市町とのアクセスにも恵まれている。

地勢としては、町の中央部を南北に流れる二級河川阿久比川とそれに注ぐ小河川に沿って比較的平坦な地形とその周囲に小高い丘陵地が連なっている。古来「米どころ」として知られ、稲作を主とする土地利用型農業を中心に施設園芸、畜産等の農業経営が行われている。

平成 31 年 1 月 1 日時点の本町の総人口は 28,761 人、世帯数は 10,645 世帯であり、近年においても一貫して人口・世帯数が増加している。今後の人口推計としては、現在から約 10 年後の令和 12(2030)年に約 29,300 人でピークを迎え、その後減少に転じることが予測されている。

土地利用の基本方針としては、将来的な少子高齢化、人口減少社会を見据え、都市的土地利用の過度な拡大を抑制し、コンパクトで都市機能が集約された土地利用を図るとともに、自然環境と調和した都市づくりを進めていく。

市街地においては、集約型都市構造の形成に向けて阿久比駅や町役場周辺へ商業・業務機能等の集積を図るとともに、町内各所の既成市街地や既存集落地において生活利便性の高い居住環境の形成を図っていく。また、市街地外においては、阿久比川の両岸に広がる田園地帯や町東部及び西部の丘陵地は本町の魅力を成す優良な自然環境空間であることから、無秩序な市街化の抑制を図り、長期的な維持・保全に努めていく。

農業的土地利用については、名古屋都市圏域に接し他産業の就業機会が恵まれていることから、兼業農家による営農が中心であったが、近年になって兼業農家の高齢化や後継者不足による離農などにより農家及び農地が減少しつつある。今後は農地の流動化や農地の利用集積を促進し、集落営農組織や農作業受託組織等を担い手として位置付け、意欲ある多様な担い手の農業の新規参入により地域農業の維持発展を図る。

知多半島道路を運営する愛知道路コンセッション(株)では、各パーキングエリアが一体となり、地域の「種(ひと・もの・こと)」を育み、地域ブランドを創出する附帯事業を推進している。その一環として、新設予定の阿久比上りパーキングエリアと併せ、食と農業を中心に様々な魅力を集約する施設「大地の種」の拡充事業が計画されている。第 6 次阿久比町総合計画では、阿久比パーキングエリア周辺を名古屋市や中部国際空港とのネットワークによる広域的な対流・交流を促進する「緑のふれあい交流拠点」と位置付けている。

『農業振興地域における土地利用の現況及び目標』

単位:ha、%

	農用地※		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和1年)	905.5	48.7	9.0	0.5	149.6	8.0	796.9	42.8	1,861.0	100
目標 (令和10年)	890.0	47.8	9.0	0.5	149.6	8.0	812.4	43.6	1,861.0	100
増減	△15.5		0		0		15.5		0	

資料:令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

※農用地は農地(田・畑・樹園地)及び採草放牧地とし、農用地区域(いわゆる青地)だけでなく、農用地区域外の農地(いわゆる白地)を含む。

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 905.5haのうち、次の a,b,c に掲げる農用地 44.0ha(※)を除く農用地 861.5ha について農用地区域を設定する方針である。

a. 集落区域内に介在する農用地

単位:ha

集 落 名	農用地面積
A地区 東部地区	5.8
B地区 英比地区	8.1
C地区 草木地区	3.8
D地区 南部地区	9.3
E地区 阿久比西部地区	—
計	27.0

b. 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

単位:ha

集 落 名	農用地面積
A地区 東部地区	2.1
B地区 英比地区	5.0
C地区 草木地区	1.7
D地区 南部地区	3.4
E地区 阿久比西部地区	1.8
計	14.0

c. その他の農用地

ほ場整備事業等により基盤整備された農用地であって、周辺の土地の形状により、土地の形がいびつとなった農用地等

単位:ha

集 落 名		農用地面積
A地区	東部地区	0.4
B地区	英比地区	1.6
C地区	草木地区	0.8
D地区	南部地区	0.0
E地区	阿久比西部地区	0.2
計		3.0

※ a + b + c = 44.0ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

当該農用地と一体的に保全、整備又は開発する必要がある森林、原野等について農用地区域として設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

農用地区域のうち、現況農用地となっている地域約 861.5ha の大半は、県営ほ場整備事業等によりほ場整備されているので、全般的には今後とも現在の用途区分を基本として、土地利用を進めていくものとする。

単位: ha

用途区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
	現況	現況	現況	現況	現況
A地区	124.2	—	—	0.1	124.3
B地区	189.3	—	—	1.0	190.3
C地区	200.9	—	—	2.4	203.3
D地区	110.2	—	—	0.3	110.5
E地区	236.9	—	—	4.2	241.1
計	861.5	—	—	8.0	869.5

資料: 令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

上表は混木林地以外の山林原野及びその他の地目の値を含まない。

イ. 用途区分の構想

本地域内を土地改良工事区等により 5 つの区域に区分し各区域の作付体系を考慮して農地の集団化、農作業の分業化、機械化を推進し優良農地の保全に努める。

A地区—東部地区

当地区の農用地区域は、阿久比川・英比川左岸の平坦地を県営ほ場整備事業及び非補助土地改良事業により基盤整備された優良な水田地帯となっている。団地は 30a 区画を標準に整備され、大型機械化体系となっており農道及び用排水路等の近代化が図られている。

今後は、耕作者の高齢化や担い手不足によって遊休農地化する農地の増加対策として、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進し、新たな担い手へ集積・集約させる施策を図る。

大字宮津の丘陵地は、農道及び用排水路が未整備で機械導入が図られず、高齢化などにより遊休農地が多くなっている。このため、若年層の営農意欲を高め、大型機械化体系に向け宮津地区土地改良事業が計画されている。

B地区—英比地区

当地区の農用地区域は、阿久比川両岸の平坦地を県営ほ場整備事業により基盤整備された優良な水田地帯となっている。団地は 30a 区画を標準に整備され、大型機械化体系となっており、農道及び用排水路の近代化が図られている。

今後は、耕作者の高齢化や担い手不足によって遊休農地化する農地も増加への対策として、農業

経営基盤強化促進法に基づく農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進し、新たな担い手へ集積・集約させる施策を図る。

当地区東部に位置する大字板山の丘陵地は、県営ほ場整備事業により基盤整備され、水稻栽培を始め露地野菜が盛んな優良農地となっている。また、新農業構造改善事業により整備されたハウスでは観葉植物・花き・トマトなどが栽培されている。

#### C 地区－草木地区

当地区の農用地区域は丘陵地帯が多く、もともと機械化営農が困難な土地柄で、荒廃した休耕地が多かったが、昭和 61 年～63 年の短期間に非補助土地改良事業により基盤整備が行われて優良農地に生まれ変わり、水稻・露地野菜が盛んに営農されている。また、新農業構造改善事業により、阿久比特産品のキクを当農用地区域に集団化し、盛んに営農されている。

#### D 地区－南部地区

当地区の農用地区域は、二級河川前田川・矢勝川沿いの平坦地を県営ほ場整備事業により基盤整備され水稻栽培が営まれている。しかし大半の農地は丘陵地に集中しており、高齢化問題などで細々とした営農となっており、荒廃地化した農地も多く見られる。近年、担い手育成を視野に入れた近代化農業への転換を図るため、阿久比・矢高地区土地改良事業が計画されている。

#### E 地区－阿久比西部地区

当地区の大半は県営ほ場整備により基盤整備され、知多半島を代表する優良農用地区域となっている。また同時に開発された工業団地には多くの企業誘致が行われ、町の基幹産業に発展しつつある。当農用地区域での営農は、大型機械化体系による水稻栽培とミカン栽培が主である。

今後は、耕作者の高齢化や担い手不足によって遊休農地化する農地の増加への対策として、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進し、新たな担い手へ集積・集約させる施策を図る。

ミカン栽培については、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として園地条件の整備による機械化や低樹高栽培等による省力・低コスト生産を進める。

阿久比上りパーキングエリア周辺は、第 6 次阿久比町総合計画において「緑のふれあい交流拠点」と位置付けられ約 10ha の開発が計画されており、開発着手時には相当規模の農用地区域からの除外が必要となるため、農業的土地利用と都市的土地利用との調整に十分留意する。関係部局と適切な土地利用調整を行う。

## 2 農用地利用計画変更の基本方針

### (1) 編入

以下の土地については、農用地区域への編入に努める。

- ア. 集团的に存在する農用地で 10ha 以上のもの
- イ. 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施工に係る区域内にある土地
- ウ. ア及びイに掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- エ. 2ha 以上の農業用施設用地又はア及びイに隣接する農業用施設用地
- オ. アからエまでに掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

### (2) 除外

今後とも農用地区域の確保に努めるものであるため、除外に当たっては必要最小限にとどめるものとするが、次に掲げる土地については農用地区域からの除外を検討する。

#### ア. 集落介在地

次の全てに該当する場合とする。

- (ア) 相当期間(おおむね 20 年以上)、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- (イ) 住宅、店舗、道路、地域の広場・公園等の集落施設に 3 方向以上接続していること。
- (ウ) おおむね 1 区画 30a 以下の小規模な飛び農用地であること。  
(注 30a とは、ほ場整備された農地の 1 区画が平均 30a のため)
- (エ) 周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であること。

#### イ. 近代化不可地

次の全てに該当する場合とする。

- (ア) 相当期間(おおむね 30 年以上)、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- (イ) 効率的な近代的農業が営めないと認められること。

#### ウ. 山林介在地

次のすべてに該当する場合とする。

- (ア) 相当期間(おおむね 20 年以上)、農業生産基盤整備事業が実施されていないこと。
- (イ) 山林等に介在していること。
- (ウ) おおむね 1 区画 30a 以下の小規模な飛び農用地であること。  
(注 30a とは、ほ場整備された農地の 1 区画が平均 30a のため)
- (エ) 周辺の農用地等と一体的な効率的利用が困難であること。

#### エ. 随時に発生する開発案件の土地

本農業振興地域整備計画で目指す地域農業の振興方向に与える支障が軽微で、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の規定を全て満たし、かつ、除外する目的の開発行為について関係法令等の許認可の見込みがある土地

### 3 農用地利用計画

別記(23 ページ)のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域における農用地区域 869.5ha(混木林地以外の山林原野及びその他の地目を含まない。)のうち、平坦地及び大部分の丘陵地ではおおむね基盤整備が完了しているが、宮津・矢高地区の丘陵地では、一部の農地で耕作者の高齢化、大型機械の進入不可などの理由で荒廃が進行しているため、土地改良事業による基盤整備が計画されており、労働生産性の向上を目指し、機械の大型化と作業効率の向上を図るため、ほ場整備を検討する。

農業用水対策としては、老朽化した末端管水路の整備について検討を行う。

#### A 地区-東部地区

当区域内の平坦地においては県営ほ場整備事業及び非補助土地改良事業により既に基盤整備が完了している。

しかし、区域内東部丘陵地帯は土地の区画も不整形で、農業用水などが不十分なため営農意欲はあるものの遊休農地が増加しており、その解消のため大型機械を導入し作業効率の向上を目指して、土地改良事業による基盤整備が計画されている。

#### B 地区-英比地区

当地区は優良農地と住宅・商業地等都市的土地利用が混在している箇所が多く見られ、平坦地や主な丘陵地は県営ほ場整備及び非補助土地改良事業により既に基盤整備が完了している。

今後は、一部の未整備地区を中心に農道整備等により生産活動の効率化を図るとともに、農地としての適正な維持管理を図る。

#### C 地区-草木地区

当地区内のほぼ全域にわたり、県営ほ場整備事業及び非補助土地改良事業により基盤整備され、完了している。

今後は、農道や用排水路等の老朽化に対応した維持管理を図るとともに、周辺の都市化に伴う集落道路の改良、農道の舗装など環境の整備を図る。

#### D 地区-南部地区

当地区は、二つの市街地を除いた低地において、主に県営ほ場整備事業により基盤整備されているが、地区内北西部においては丘陵地という条件もあり不整形な農地が多く、農業用水も不十分なため大型機械の導入等近代化を目指し、土地改良事業による基盤整備が計画され、一層の営農意欲の高揚を図る。

#### E 地区-阿久比西部地区

当地区の大部分は、県営ほ場整備事業及び隣接の常滑市が主体となった県営農村基盤総合整備事業により面整備が完了し、一大農業地帯となった。

また、第6次阿久比町総合計画において、「緑のふれあい交流拠点」として位置づけられている阿久比上りパーキングエリアが計画されており、阿久比町の農産物、特産品等を提供し、阿久比町を広報していくための拠点になる予定である。

## 2 農業生産基盤開発計画

農用地区域において予定している農業生産基盤の開発計画は下表のとおりである。

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	区画の形状及び道路・用排水路の整備	A	25.3 <sup>ha</sup>	①	土地改良事業 宮津地区 (令和4年度実施予定)
		D	73.0 <sup>ha</sup>	②	土地改良事業 阿久比・矢高地区 (実施年度未定)

## 3 森林整備その他林業の振興と関連

該当なし

## 4 他事業との関連

町の国土利用計画、第6次総合計画との整合性を図りつつ、農業振興のための各種事業を推進していく。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

基盤整備が行われた地域については、十分な保全管理が実施されており、引き続き基盤整備済の農用地区域を積極的に農地として保全していく。一方、整備された土地改良施設の適正な管理として、修繕及びその保全について計画的に行っていく。また、耕作放棄地及び遊休農地の解消のため、積極的に認定農業者等を集積・集約を図る。

#### 2 農用地等保全整備計画

農用地等の減災及び防災を推進するため、愛知県を事業主体とした以下のため池地震対策事業及びたん水防除事業を行う。

##### 『ため池改修』

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
防災ダム事業 (下ノ池)	地震対策工・洪水吐工・取水施設工(緊急放流工)	B	ha 2.5	①	実施予定年度 R1～R4
防災ダム事業 (牛作池)	地震対策工 ほか	C	ha 1.0	②	実施予定年度 R4～
防災ダム事業 (下南池)	地震対策工 ほか	B	ha 8.0	③	実施予定年度 R6～
防災ダム事業 (大池脇池)	地震対策工 ほか	A	ha 2.0	④	実施予定年度 R8～

##### 『ポンプ場整備』

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
たん水防除事業	排水機場の整備	A、D	ha 101.2	⑤	阿久比2期地区H27～R8

### 3 農用地等の保全のための活動

アンケートの結果、農業者の 83.3%が 60 歳以上であり、高齢化が顕著である。また、「後継者が居ない」という回答も過半数を超えているなどのことから、相続による非農家の農地取得等により耕作放棄地が今後増加していくと予測される。これに対応するため、農地中間管理事業等により認定農業者等に農地を集積・集約し、多面的機能支払交付金事業により耕作放棄地発生の対策、農地の草刈りや農業水路やため池の泥あげを行い農村環境の保全を図る。ため池耐震対策事業において、耐震点検及び必要に応じた耐震対策事業を行い農地の保全を図る。

また、農業協同組合による作業受託の調整機能を活用し、遊休農地と借入地を併せて作業受託の推進を図る。さらに、町が運営する「元気な家族農園」の貸付制度を通して、都市と農村の交流や地域の活性化を図る。

### 4 森林の整備村と林業の振興との関連

該当なし

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

##### ア. 年間所得等の目標

農業者の高齢化・兼業化や社会経済状況の変化に対応し、認定農業者や中核的農家の育成を推進する。農業経営の目標は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく具体的な指標として、下表のとおりとし、これらの経営体が本町農業生産の主要部門を担う農業構造を確立していくことを目指す。

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	一人当たりの年間労働時間
	基幹経営体 おおむね 800 万円	年間農業所得は、主たる従事者 2 人(主たる従事者 1 人当たり 400 万円)を想定している。
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	おおむね 250 万円	おおむね 2,000 時間
	地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	

(注) 阿久比町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成 29 年 2 月)による。

##### イ. 作目別の目標

本町の作目別目標は次のとおりである。

##### (ア) 水稲

本町では水稲を中心とした大規模経営農家が育っており、トラクター、コンバイン等の大型機械を装備し、経営受託・作業受託を営んでいる。しかし、受託田が散在しているため作業効率が悪く、生産性が低くなっている。このため、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等により農地の集積・集約化を促進し、受託田の面的集積を図って生産性を高め、低コスト水田農業の確立を目指す。

##### (イ) 露地野菜

生産者の高齢化や新規就農者不足により担い手が減少傾向で、産地の衰退が懸念される。この中で経営安定と所得の向上を図るためには、土地集積、機械化、省力化や育苗等の分業化により規模拡大を進め、企業的な土地利用型大規模経営農家の育成を目指す。

##### (ウ) 花き

キクを中心とした切り花生産が古くから行なわれているが、生産者の高齢化と施設の老朽化が進んでいる。このため、機械施設の導入、共撰共販体制の整備を進めるとともに産地の中核となる企業的農家の育成を図る。

(エ) 果樹

古くからミカンの栽培が盛んで、各農家が近隣市場へ持ち込むほか、直売等により販売している。しかし、近年では高齢化等により栽培面積は減少している。後継作物として消費者の健康志向にもマッチしたウメについても地域特産としての販路拡大に努めてきたが、ミカンと同様に高齢化や後継者不足により農家数が減少傾向にある。今後は、ジュース、ジャム等の商品開発等を通じ、「阿久比町のうめ」ブランドの定着を目指す。

(オ) 畜産

名古屋等の大消費地を背後に控え順調に発展してきたが、近年の景気低迷による需要や販売価格の低迷、生産資材価格の高騰により経営が圧迫されていることから、生産者団体等による計画生産に努める。また、コスト削減・省力化を推進する。

ウ. 農業経営モデル

農業経営の規模及び作物構成については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、次のとおりとする。

なお、「基幹経営体」は主たる従事者2人による経営体を想定する。「ステップアップ経営体」は更なる所得向上を目指すモデルとする。そして、「個別経営体」は新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標とする。

『基幹経営体』

営農類型	目標規模		作目構成		戸数 (経営体制)	流動化 目標面積
稲・飼料用 稲複合	水田	40 ha	水稻移植	11 ha		
			水稻直播	11 ha		
			稲 WCS	5 ha		
			飼育米	13 ha		
キャベツ 主体経営	畑	3.5 ha	キャベツ	2.0ha		
			タマネギ	1.5ha		
			スイートコーン	0.6ha		
施設トマト	施設	40 a	トマト	40 a		
施設イチゴ 専作	施設	40 a	イチゴ	40 a		
施設花き 輪ギク	施設	40 a	キク	40 a		
施設花き カーネーション	施設	40 a	カーネーション	40 a		
施設花き 洋ラン	施設	30 a	デンドロビウム	30 a		
施設花き 観葉植物	施設	30 a	観葉植物	30 a		
施設花き 鉢花	施設	30 a	鉢花	30 a		
果樹ブドウ	露地	70 a	ブドウ	120 a		
	簡易被覆	50 a				
酪農	乳牛	50 頭				
肉牛	肉牛	200 頭				
採卵鶏	採卵鶏	10,000 羽				

(注) 阿久比町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成 29 年 2 月)による。

## 『ステップアップ経営体』

営農類型	目標規模		作目構成		戸数 (経営体制)	流動化 目標面積
稲・麦・大豆・ 飼料用稲複合	水田	70 ha	水稲移植	18 ha		
			水稲直播	18 ha		
			麦	5 ha		
			大豆	5 ha		
			稲 WCS	6 ha		
			飼育米	18 ha		
キャベツ 主体経営	畑	7.0ha	キャベツ	3 ha		
			タマネギ	1.8ha		
			スイートコーン	1 ha		
			ブロッコリー	2.5ha		
施設イチゴ 専作	施設	80 a	イチゴ	80 a		
施設花き 輪ギク	施設	80 a	輪ギク	80 a		
施設花き 洋ラン	施設	70 a	洋ラン	70 a		
施設花き 観葉植物	施設	80 a	観葉植物	80 a		
酪農	乳牛	150 頭				
乳肉 複合経営	乳牛	100 頭				
	肉牛	173 頭				
採卵鶏 養鶏経営	採卵鶏	80,000 羽				
	鶉	130,000 羽				

(注) 阿久比町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成 29 年 2 月)による。

## 『個別経営体』

営農類型	目標規模		作目構成		戸数 (経営体制)	流動化 目標面積
キャベツ 主体経営	畑	120 a	キャベツ	120 a		
			スイートコーン	60 a		
ナス 専作経営	畑	13 a	ナス	13 a		
ハクサイ・ スイカ 複合経営	畑	83 a	ハクサイ	80 a		
			スイカ	80 a		
ミニトマト 専作経営	畑	10 a	ミニトマト	10 a		
イチゴ 専作経営	畑	18.5a	イチゴ	16 a		
			イチジク	30 a		
			スイートコーン	20 a		
モモ・ナン 複合経営	畑	80 a	モモ早生	10 a		
			モモ中生	10 a		
			モモ晩生	10 a		
			あきづき	20 a		
			新高・観月	10 a		
			愛宕	20 a		

(注) 阿久比町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(平成 29 年 2 月)による。

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

現在、第2次・第3次産業への従事による農外所得の増大に伴う兼業農家の増加、農業労働力の高齢化、経営規模による生産性格差の拡大等、農用地の流動化を進める条件が整いつつある。そこで、構造政策を中心に生産性の高い農業の確立を目的として地縁的まとまりのある集落機能を有する地域農業集団をより一層強化し、生産性の高い土地利用型農業を促進する。

地域農業の見直しを図るためには、農業に対する意欲、理解力を持ったリーダー育成が必要であり、リーダーによる農地等の効率的かつ総合的な利用に対する地域農家等の理解と協力を深めるための啓蒙活動を推進し、農業への強い意欲と豊富な経営能力を有した効率的かつ安定的な農家に対し、今後も積極的な農用地等の集積を図る必要がある。そのために、集落内での話し合い活動の中から地域における農用地の利用方針を見出し、集落における効率的かつ安定的な農家の立場や役割を明確に位置づけるとともに地域の特徴や課題を十分に把握し、これを解決するために地域に相応した「人・農地プラン」に基づき持続可能な力強い農業経営を実現する。

さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の整備を進め、今後も農業経営改善計画の認定制度の実施に努める。高齢化・兼業化の進行等によって分散、細分化された農地については、農地中間管理事業を積極的に活用して地域の担い手となる経営体へ集約・集積していく。

また、地域農業を担おうとする意欲のある農業者には、認定農業者及び認定新規就農者の登録申請を推奨し、経営所得安定化等推進事業制度の利用等を通じての農業経営の安定化も同時に図っていく。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 調査及び広報活動

農業委員会を中心にあっせん事業に関する地域内農家の意向把握に努め、円滑に権利移動が行われるよう広報活動を積極的に推進する。具体的には、パンフレット等の利用、各種機関の会合等、機会の十分な活用等が考えられる。

### (2) 農地等権利移動に関するあっせんの対象範囲

農業振興地域における農用地については、農業経営基盤強化促進法に基づく阿久比町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に沿って農業委員会が積極的に推進する。また、権利移動の方向として、農地は財産的保有の傾向が強く、経営規模拡大は容易ではないが「農業経営基盤強化促進法」に基づき農業委員会を中心としてあっせん活動を一層推進する。

### (3) 農業経営基盤強化促進事業の活用

自立経営農家育成とその生産基盤安定のため、農用地の権利移動を円滑化する必要があり、農業経営基盤強化促進事業を活用する。

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本町では米作を中心とする土地利用型農業が中心であったが、近年ではその他にも野菜、果樹、施設園芸などの生産が増加している。

今後は、都市近郊農業を基本として農業者の創意と工夫に加え資本整備の充実、農作業の受委託、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、産地間競争に対抗するコスト低減や集出荷・流通体制の維持を図る。

水稲については、食味・品質の優れた品種への作付転換や安全・安心のニーズに応える栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、水田経営の確立と低コスト化を進めるため、現有施設の水稲育苗施設を適切に維持管理していくとともに大型機械の共同利用化を推進する。

野菜については、都市近郊の地の利を生かし計画栽培・出荷がされ、ハウス栽培も行われるようになっていたため、集出荷施設の再整備、ハウス栽培の推進を図る。

一方、露地野菜については、近年直売が盛んになってきており、高齢農業者の生き甲斐形成にも寄与しているため、直売施設等の充実を図る。

花きについては、キク栽培が盛んであるが、海外からの輸入や産地間競争の激化など厳しい状況にあり、生産工程の省力化・効率化を進め生産技術の向上によってコストの低減を図るとともに、既存のハウス施設や選別・集出荷施設の拡充を図り、利用率向上に努める。他の花き園芸施設についても老朽化した施設を中心に再整備・拡充を推進していく。

果樹については、従来盛んであったミカンに加え、後継作物としてウメの栽培も行われ、一部では他の作物も生産されているが、高齢化等により農家数は減少している。今後は需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として園地条件の整備による機械化や低樹高栽培等による省力低コスト生産を進める。

畜産については、どの畜種においても環境保全対策として排せつ物処理施設等のより一層の整備及び生産の合理化につながる高性能機械・近代化施設の整備を推進する。

### 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

兼業化の進行とともに農業後継者不足、農業労働者の高齢化、脆弱化により耕作放棄地が増加するなどの懸念がある。このまま放置すれば、農業を行う環境がさらに悪化していくものと考えられる。このような状況の中、意欲の高い青年農業者が今後も安心して農業を営むことができる環境を早急に確保することが必要である。

特に若い後継者は地域全体の担い手であるとの認識に立ち、地域全体で育成・支援する体制を整える必要がある。

また、女性の感性を生かし、生きがい農業を行う高齢者をも含めた地域全体の農業構造を再構築する必要がある。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

県、農業団体及び農業者が一体となって、青年農業者を確保する体制を整備する。また、新たに就農を希望する青年を確保するため、農業が魅力的でやりがいのある職業として選択されるような就農環境等を整備する。さらに、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の中心となる青年農業者に高度な知識、技術等を習得させ、幅広い視野を持った地域農業の担い手として育成する。このため、次の6つを柱として青年農業者の育成確保を推進する。

- ① 人・農地プラン
- ② 農業次世代人材投資資金
- ③ 関係機関、団体、地域が一体となった育成確保のための営農委員会等の組織づくりと活動強化
- ④ 新たに就農を希望する青年に対する経営所得安定対策事業等による積極的な支援
- ⑤ 青年農業者に対し、研修会等の濃密指導による資質向上
- ⑥ 青年農業者が育つ環境条件づくり(交流会・研修会等)の推進

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の計画

本町は名古屋市から25 kmの通勤圏内にあり、車で20～30分の近距離で広域交通体系も充実している。第2種兼業農家も多く、農業従事者についても雇用の場に恵まれ、恒常的な勤務などの安定兼業も多く、従来の農業中心による農家の経営形態も大きく変化した。しかし、未だに日雇・臨時雇の不安定兼業は見受けられる。不安定兼業従事者は低賃金の中での不安定就労が多く、安定的な就業先を確保することが重要な課題である。そこで、農業と商工業の調和を図りながら安定的な就業先を確保することに積極的に取り組んでいく。

(単位:人)

区分	従業地								
	市町村内			市町村外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	37	23	60	170	57	227	207	80	287
自営兼業	35	21	56	26	20	46	61	41	102
日雇・臨時雇	8	31	39	15	36	51	23	67	90
その他	12	12	24	21	17	38	33	29	62
総計	92	87	179	232	130	362	324	217	541

農家意向アンケート調査(令和元年7月)による。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図り、農業従事者の不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会の確保を図ることが必要かつ有効であることから、企業誘致を就業機会確保の中心の方策と位置づけ、地域の就労意向の現況を把握するとともに積極的に取り組んでいくものとする。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の新興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

第5次総合計画のまちの将来像である「みどりと共生する快適生活空間・あぐい」の実現のため、今あるみどり豊かな自然環境と調和した開発、企業誘致を進め、利便性のある居住環境と健康で住みよいバランスのとれた誰もが住みたくなる快適生活空間の創造を進めてきた。その成果がまちの愛着度や定住志向の高さにも現れている。第6次総合計画では、これまでの将来像を取り入れながら、これからの主役である子どもたちが本町に誇りを持ち、明るく、輝きのあるまちを体現できるように努める。

#### (1) 安全性

近年では異常気象による集中豪雨が頻発し、河川氾濫や急傾斜地の崩壊等の発生が懸念されるほか、近い将来における南海トラフ地震の発生が危惧されており、ハード面・ソフト面の防災・減災対策の強化が必要である。ハード面では、河川改修、急傾斜地崩壊対策のほか、建物の不燃化・耐震化を図る方針であり、ソフト面では、地域住民への防災マップや災害情報等の積極的な情報提供・周知に取り組み、自主防災意識の向上と地域の防災活動の活性化を図る方針である。

交通事故については、近年は発生件数が減少傾向であるが、歩行者の交通事故が増加傾向にあることから、高齢者や子どもを中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、交通安全施設の整備を行うなど、総合的な対策が必要となっている。

犯罪については、発生件数が減少傾向ではあるものの、暴行・脅迫等の粗暴犯や詐欺等の知能犯は横ばいとなっており、犯罪の多様化、罪の意識の低下が問題となっている。このため、防犯灯の設置など、犯罪の発生を抑制する生活環境づくりと、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要がある。

#### (2) 保健性

上水道の普及率は平成29年で99.7%となっており、これまで飲料水の安定供給のため、老朽管の改良と耐震化、水道施設の整備や給水体制の充実を進めてきた。今後は、中長期的な構想「水道ビジョン計画」に従い、老朽化した配水管や配水場の更新、耐震化、水圧の低い区域の改良等を計画的に推進する。

下水道は、矢作川・境川流域下水道計画の衣浦西部処理区に含まれており、約372haの計画処理区域が都市計画決定されている。昭和63年度より下水道事業に着手し、順次、事業実施・供用が開始されており、平成30年度末の人口普及率は85.4%である。市街化区域については、下水道施設の計画的な維持・更新に努めるとともに、市街化調整区域については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するなど、生活排水の適正な処理に努める。

医療環境については、町内に数多くの医療施設が立地しており、近隣には知多半島で唯一の救急救命センターが設置されている半田病院があるなど、比較的恵まれた状況である。しかし、近年、人口が増加する一方で町内の診療所は減少していることから、医療に対する住民ニーズの高度化・多様化や救急医療需要の増大に応えられるよう、特に要望の強い小児科の誘致など医療環境のさらなる充実に努める必要がある。

ごみ・し尿処理については、2市2町で構成される東部知多衛生組合によって行われており、施設の老朽化など多くの課題はあったが、平成30年度に東部知多クリーンセンター(ごみ処理施設200トン/日)が新築された。また、不法投棄されるごみについては、平成18年から環境巡視員によるパトロールを実施し

て不法投棄対策を推進している。

### (3) 利便性

交通面においては、主要な幹線道路として、自動車専用道路である知多半島道路のほか、7 路線の県道が整備されている。南北方向の県道名古屋半田線・県道阿久比半田線及び東西方向の県道西尾知多線は、住民の暮らしに密着した交通軸になっており、県道西尾知多線と県道名古屋半田線との交差部では慢性的な交通渋滞が発生している。このため、通勤通学時間帯の交通渋滞の解消や都市計画道路の早期整備が課題となっている。一方、市街地や集落地の生活道路については、住民の安全な移動の確保や災害時の避難路として、必要な整備・改善に努める必要がある。

公共交通については、鉄道は名鉄河和線が町中央部を縦断し、町内には4つの駅と市町境にも駅が存在する。利用者の多くを占める阿久比駅には特急が停車し、名古屋市中心部まで約 30 分でアクセスできるなど、恵まれた交通条件を有している。これら名鉄河和線の各駅については、駅前広場や駐輪場等の整備やバリアフリー化を推進し、誰もが使いやすい駅周辺環境の形成を促進する。また、鉄道を補完する公共交通として、循環バス(アグピー号)が運行され、市街化区域を中心に公共交通の利便性が高いエリアが形成されているが、縁辺部では利便性の低い地域がみられる。このため、循環バスの維持・継続を図るとともに、住民意向に応じたルート、運行本数等の改善を検討する。

### (4) 快適性

本町は人口増加が続いてきたが、今後は緩やかに人口減少、少子化が進行し、経済活動を支える生産年齢人口が減少すると想定されている。将来へつながる地域社会を維持していくためには、産業や地域社会の担い手確保に努め、人口減少、少子化の流れを少しでも緩和していく必要がある。このため、少子化対策として子育てと仕事が両立できる環境をこれまで以上に整える必要がある。また、高齢化については、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、高齢者の在宅生活を支援する体制整備を進めるとともに、高齢者が仕事や地域活動など社会の中で一定の役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことが出来るよう、社会参加を促進する必要がある。

本町では、良好な生活環境を確保するため、市街化区域を中心に都市計画公園が 17 箇所整備されている。今後は、身近な公園の充実や広域的なレクリエーションの拠点となる総合公園などの整備に努めるとともに、公園施設の定期的な点検や計画的な改修を進める。また、既成市街地や既存集落地における低未利用地を活用した公園・広場の整備を検討し、災害時の避難場所や復旧活動の拠点となる公園の整備・強化を図る。

### (5) 文化性

本町では、虫供養や山車祭りなどの伝統行事や文化財が、地域で大切に継承されている。また、野球場、陸上競技場からなるスポーツ村など町内はもとより、町外から利活用されるスポーツ施設を有している。未来に継承される文化や歴史、並びに年齢・体力に応じたスポーツやレクリエーションは、コミュニティ活動を活性化させ、地域での連帯感や地域社会への関心を高めることが期待される。しかし、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、コミュニティ活動に対する住民相互のふれあいや共助・協働の意識が希薄化している状況も見受けられる。このため、地域住民が主体となり、地域の特性を活かしたコミュニティ活動などを積極的に推進していくための支援や施策が必要である。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号; 該当なし)
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号; 該当なし)
- 6 生活環境整備計画図 (付図6号; 該当なし)
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図 (付図7号)

## 別記 農用地利用計画

### 1 農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」欄に掲げる土地以外を農用地区域とする。

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A	大字横松・萩・宮津の全域及び大字板山・卯坂の一部	付図1号に示す黄色、橙色以外の土地	
B	大字福住・白沢の全域及び大字板山・卯坂・阿久比の一部	〃	
C	大字草木の全域及び大字卯坂の一部	〃	
D	大字椋岡の全域及び大字阿久比・矢高・植大の一部	〃	
E	大字卯坂の一部及び大字阿久比・矢高・植大の知多半島道路以西の区域	〃	

詳細は、「表示としての平面図」

### 2 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A	農用地:付図1号の黄色の部分 農業用施設用地:付図1号の橙色の部分
B	〃
C	〃
D	〃
E	〃

詳細は、「表示としての平面図」